平成２８年（フ）第３７８号
仙台市泉区南光台１丁目12番24号
債務者　二郷　光彦
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
茨城県常陸太田市大菅町687番地
債務者　大和田芳治
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７４号
千葉県いすみ市苅谷1163番地３
債務者　守屋　悦子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
千葉県茂原市緑ケ丘５丁目34番地（光栄緑ケ丘ハイツ304）
債務者　西坂　　進
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
千葉県茂原市北塚1195番地77（亘理アパート201号）
債務者　八木　澄子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
千葉県長生郡一宮町一宮3136番地
債務者　河野　明美
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
千葉県長生郡一宮町一宮3136番地
債務者　河野　綾子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
千葉県茂原市小林2614番地５
債務者　髙山　　功
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
大津市和邇北浜622番地の５
債務者　井波喜一郎
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６０号
大津市比叡平２丁目50番10号
債務者　安田　勝子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６１号
大津市若葉台11番50―411号、前住所大津市国分１丁目15番21号古都ハウス202
債務者　藤本　　守（旧姓光田）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７５号
滋賀県草津市下笠町628番地１
債務者　山田　俊滋
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７７号
大津市大江３丁目１番16―501号
債務者　國場　祥呈
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７６号
鳥取県米子市米原７丁目15番30号　205号
債務者　福間　陽平
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第７８号
鳥取県米子市角盤町３丁目95番地、前住所静岡県焼津市三ケ名17番地　エントピアコスモス201号室
債務者　高岡　彩季
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第８３号
鳥取県米子市大崎2275番地147　県住57―３棟60号
債務者　市川美知惠
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４２８号
広島市東区牛田新町１丁目４番19―304号村澤ビル、申立時の住所広島市安佐南区西原６丁目33番14―201号
債務者　大津　将吾
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部